

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）												
<p>第1 適用範囲 この積算基準は、用地補償総合技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p> <p>第2 積算基準</p> <p>1 業務費の構成 ～ 2 業務費の内容 略</p> <p>3 業務費の積算</p> <p>(1) 業務費の積算方式 業務費 = 業務価格 + 消費税等相当額 = (業務原価 + 一般管理費等) + 消費税等相当額 = [(直接人件費 + 直接経費 + その他原価) + 一般管理費等] × (1 + 消費税等税率)</p> <p>(2) 各構成費目の積算</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、打合せ協議、業務計画の策定、現地踏査、概況ヒアリング等、権利者の特定、補償額算定書の照合、補償金明細表の作成、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（費用負担説明を含む）、移転履行状況等の確認等及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表2の区分によるものとする。 なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>用地調査及び物件調査委託関係仕様書第9章第126条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>区分A以外のもの。 ただし、表2の区分に応じて難易度補正を行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	A	用地調査及び物件調査委託関係仕様書第9章第126条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。	B	区分A以外のもの。 ただし、表2の区分に応じて難易度補正を行うものとする。	<p>第1 適用範囲 この積算基準は、用地補償総合技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p> <p>第2 積算基準</p> <p>1 業務費の構成 ～ 2 業務費の内容 略</p> <p>3 業務費の積算</p> <p>(1) 業務費の積算方式 業務費 = 業務価格 + 消費税等相当額 = (業務原価 + 一般管理費等) + 消費税等相当額 = [(直接人件費 + 直接経費 + その他原価) + 一般管理費等] × (1 + 消費税等税率)</p> <p>(2) 各構成費目の積算</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、打合せ協議、業務計画の策定、現地踏査、概況ヒアリング等、関係権利者の特定、補償額算定書の照合、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉（費用負担説明）、移転履行状況等の確認及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表2の区分によるものとする。 なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>用地調査及び物件調査委託関係仕様書第9章第126条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>区分A以外のもの。 ただし、表2の区分に応じて難易度補正を行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	A	用地調査及び物件調査委託関係仕様書第9章第126条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。	B	区分A以外のもの。 ただし、表2の区分に応じて難易度補正を行うものとする。
区 分	判 断 基 準												
A	用地調査及び物件調査委託関係仕様書第9章第126条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。												
B	区分A以外のもの。 ただし、表2の区分に応じて難易度補正を行うものとする。												
区 分	判 断 基 準												
A	用地調査及び物件調査委託関係仕様書第9章第126条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。												
B	区分A以外のもの。 ただし、表2の区分に応じて難易度補正を行うものとする。												

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）				旧（現行）					
表2				表2					
区分	判断基準			補正率	区分	判断基準			補正率
B-イ	(1) 共有地又は共有物件における権利者への説明等のうち、定型的又は簡易なもの。			0.30	(新設)	(新設)			(新設)
B-ロ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。			0.50	B-イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は1名とする。			0.50
B-ハ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。			0.80	B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。 (4) 事業施行に伴う損害等の費用負担に関するもの。			0.80
B-ニ	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。			1.00	B-ハ	(1) 土地、建物を所有している権利者に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。			1.00
B-ホ	(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。			1.30	B-ニ	(1) 土地、建物（住居併用を含む）を所有し、営業を行っている権利者に係るもの。			1.30
注 共有地又は共有物件の場合、原則として、共有者1名分についてはB-イの補正率を適用せず、B-ロ～ホのいずれかの補正率を適用し、残る共有者の分についてはB-イの補正率を適用するものとする。ただし、残る共有者の説明等が定型的又は簡易なものでない場合には、当該共有者の分についてはB-ロ～ホのいずれかの補正率を適用するものとする。				(新設)					
① 打合せ協議 打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。				① 打合せ協議 打合せ協議に要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。					
表3				表3					
種目	単位	区分	職種	外業			(削除)	備考	
				業務着手時	中間打合せ	成果品納入時			
打合せ協議	業務	—	技師長 技師C	0.38	0.28	0.24	(削除)	中間打合せ 1回当たり	
				0.23	0.17	0.14			
注1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。				(新設)					
注2 中間打合せの回数は、1月当たり1回を基本とし、必要に応じて中間打合せ回数を増減して計上するものとする。				注1 打合せ協議の中間打合せ回数は、1業務当たり2回を標準としている。					
注3 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、(主任)調査員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。				(新設)					
注4 打合せ協議は、表1の区分を行わないものとする。				注2 打合せ協議は、表1の区分を行わないものとする。					
② 業務計画の策定 用地補償総合技術業務の実施に伴う業務計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表4により行うものとする。				② 業務計画の策定 用地補償総合技術業務の実施に伴う業務計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表4により行うものとする。					
表4				表4					
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考		
業務計画書の作成	業務	—	技師長	—	0.63	0.63			
			技師A	—	0.63	0.63			
注 業務計画書の作成は、表1の区分を行わないものとする。									

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）							
<p>③ 現地踏査</p> <p>現地踏査に要する直接人件費の積算は、原則1業務1回とし、表5により行うものとする。</p>								<p>③ 現地踏査</p> <p>現地踏査に要する直接人件費の積算は、表5により行うものとする。</p>							
表5								表5							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
現地踏査	回	—	技師長 技師C	1.18 1.18	— —	1.18 1.18		現地踏査	業務	—	技師長 技師C	1.08 1.08	— —	1.08 1.08	
<p>注1 以下の事由に該当する場合は、現地踏査の実施回数に応じてそれぞれ計上するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初設計時に予定していた業務区域以外の区域を業務途中で追加する場合。 ・対象となる業務区域が複数あり、補償額算定書を貸与する時期が業務区域毎に異なる場合。 <p>注2 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。</p>								<p>(新設)</p> <p>注 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。</p>							
<p>④ 概況ヒアリング等</p> <p>概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し面接等により、公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>区分Aの場合 直接人件費 = 表6による単価 × 権利者数</p> <p>区分Bの場合 直接人件費 = 表7による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数</p>								<p>④ 概況ヒアリング等</p> <p>概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>区分Aの場合 直接人件費 = 表6による単価 × 権利者数</p> <p>区分Bの場合 直接人件費 = 表7による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数</p>							
(区分A) 表6								(区分A) 表6							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者	—	技師長 技師C	0.43 0.43	0.64 0.64	1.07 1.07		概況ヒアリング等	権利者	—	技師長 技師C	0.54 0.54	0.81 0.81	1.35 1.35	
(区分B) 表7								(区分B) 表7							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者	B- <u>ニ</u>	技師長 技師C	0.07 0.07	0.09 0.04	0.16 0.11		概況ヒアリング等	権利者	B- <u>ハ</u>	技師長 技師C	0.08 0.08	0.12 0.06	0.20 0.14	
<p>注1 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。</p> <p>注2 本表の歩掛は、表2の区分B-<u>ニ</u>を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。</p>								<p>(新設)</p> <p>注 本表の歩掛は、表2の区分B-<u>ハ</u>を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。</p>							
<p>⑤ 権利者の特定</p> <p>権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿、住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>直接人件費 = 表8による単価 × 権利者数</p>								<p>⑤ 関係権利者の特定</p> <p>関係権利者の特定は、登記事項証明書、戸籍簿及び住民票等の記載事項を精査し、権利者の特定が完全か確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>直接人件費 = 表8による単価 × 権利者数</p>							

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）

旧（現行）

表8

種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
権利者の特定	権利者	—	技師長 技師C	— —	0.03 0.03	0.03 0.03	

注1 本表においては、公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者についても権利者に含めるものとする。

注2 権利者の特定は、表1の区分を行わないものとする。

⑥ 補償額算定書の照合

補償額算定書の照合は、補償額算定書について、愛知県公共事業の施行に伴う損失補償基準、愛知県公共事業の施行に伴う損失補償基準の建設局及び都市・交通局の地方機関が実施する事業に関する実施細則等に適合し、完全に調整されているか照合を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-1-1から表9-2-2により行うものとする。

なお、補償額算定書の照合は、表1の区分を行わないものとする。

⑥-1 木造建物補償額算定書の照合

木造建物補償額算定書の照合を行う場合の区分は、表9-1-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-1-2により行うものとする。

表9-1-1

区分	判断基準
木造建物A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表9-1-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.11	0.11	
			技師B	—	0.59	0.59	
			技師C	—	0.41	0.41	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.15	0.15	
			技師B	—	0.85	0.85	
			技師C	—	0.15	0.15	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.12	0.12	
			技師B	—	0.47	0.47	
			技師C	—	0.22	0.22	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-1-3の補正率表を適用するものとする。

表8

種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
関係権利者の特定	権利者	—	技師長 技師C	— —	0.02 0.02	0.02 0.02	

(新設)

注 関係権利者の特定は、表1の区分を行わないものとする。

⑥ 補償額算定書の照合

補償額算定書の照合は、補償額算定書について、愛知県公共事業の施行に伴う損失補償基準、愛知県公共事業の施行に伴う損失補償基準の建設局及び都市・交通局の地方機関が実施する事業に関する実施細則等に適合し、完全に調整されているか照合を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-1-1から表9-2-2により行うものとする。

なお、補償額算定書の照合は、表1の区分を行わないものとする。

⑥-1 木造建物補償額算定書の照合

木造建物補償額算定書の照合を行う場合の区分は、表9-1-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-1-2により行うものとする。

表9-1-1

区分	判断基準
木造建物A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表9-1-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14	
			技師B	—	0.56	0.56	
			技師C	—	0.28	0.28	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14	
			技師B	—	0.65	0.65	
			技師C	—	0.28	0.28	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14	
			技師B	—	0.37	0.37	
			技師C	—	0.18	0.18	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-1-3の補正率表を適用するものとする。

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）							
表9-3-2								表9-3-2							
区分	判断基準						補正率	区分	判断基準						補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの						1.0	イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの						1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの						1.3	ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの						1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く						0.7	ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く						0.7
表9-3-3								表9-3-3							
構造計算を行わない場合								構造計算を行わない場合							
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.35	0.35	用途による 区分イの場合	非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28	用途による 区分イの場合
			技師B	—	2.04	2.04					技師B	—	2.11	2.11	
			技師C	—	0.57	0.57					技師C	—	0.46	0.46	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.34	0.34	同上	非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28	同上
			技師B	—	1.67	1.67					技師B	—	1.69	1.69	
			技師C	—	0.65	0.65					技師C	—	0.46	0.46	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.31	0.31	同上	非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28	同上
			技師B	—	1.81	1.81					技師B	—	1.89	1.89	
			技師C	—	0.66	0.66					技師C	—	0.46	0.46	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14	同上	非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14	同上
			技師B	—	0.91	0.91					技師B	—	0.75	0.75	
			技師C	—	0.14	0.14					技師C	—	0.28	0.28	
表9-3-3								表9-3-3							
構造計算を行う場合								構造計算を行う場合							
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.35	0.35	用途による 区分イの場合	非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28	用途による 区分イの場合
			技師A	—	5.47	5.47					技師A	—	5.47	5.47	
			技師B	—	2.04	2.04					技師B	—	2.11	2.11	
			技師C	—	0.57	0.57					技師C	—	0.46	0.46	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.34	0.34	同上	非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28	同上
			技師A	—	4.69	4.69					技師A	—	4.68	4.68	
			技師B	—	1.67	1.67					技師B	—	1.69	1.69	
			技師C	—	0.65	0.65					技師C	—	0.46	0.46	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.31	0.31	同上	非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長	—	0.28	0.28	同上
			技師A	—	3.49	3.49					技師A	—	3.48	3.48	
			技師B	—	1.81	1.81					技師B	—	1.89	1.89	
			技師C	—	0.66	0.66					技師C	—	0.46	0.46	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14	同上	非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長	—	0.14	0.14	同上
			技師A	—	0.94	0.94					技師A	—	0.93	0.93	
			技師B	—	0.91	0.91					技師B	—	0.75	0.75	
			技師C	—	0.14	0.14					技師C	—	0.28	0.28	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-3-4の補正率表を適用するものとする。
ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表9-1-3の補正率表を適用するものとする。

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-3-4の補正率表を適用するものとする。
ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表9-1-3の補正率表を適用するものとする。

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）						旧（現行）					
表9-3-4						表9-3-4					
建 物 延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	建 物 延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60
	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満		1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満
	3.20	4.10	5.20	6.20	7.50		3.20	4.10	5.20	6.20	7.50
	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上				7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上		
	9.50	12.30	15.90				9.50	12.30	15.90		
<p>⑥-4 建物等の法令適合性の照合 略</p> <p>⑥-5 機械設備補償額算定書の照合 機械設備補償額算定書の照合は、表9-5-1の区分によって行うものとする。</p>						<p>⑥-4 建物等の法令適合性の照合 略</p> <p>⑥-5 機械設備補償額算定書の照合 機械設備補償額算定書の照合は、表9-5-1の区分によって行うものとする。</p>					
表9-5-1						表9-5-1					
区 分	判 断 基 準					区 分	判 断 基 準				
機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む）が200 m ² 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く					機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む）が200 m ² 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く				
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、 ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場					機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、 ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場				
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、 型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、 有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業					機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、 型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、 有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業				

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）				旧（現行）			
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等			機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等		
<p>各区分の直接人件費の積算は、表9-5-2により行うものとする。</p> <p>なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。</p> <p>イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。</p> <p>ロ 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械施設本体の設置面積を加算するものとする。</p>				<p>各区分の直接人件費の積算は、表9-5-2により行うものとする。</p> <p>なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。</p> <p>イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。</p> <p>ロ 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械施設本体の設置面積を加算するものとする。</p>			
表9-5-2				表9-5-2			
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
機械設備A	事業所	設置面積	技師長	—	0.17	0.17	
		100㎡以上	技師A	—	0.37	0.37	
		200㎡未満	技師B	—	0.50	0.50	
機械設備B	事業所	設置面積	技師長	—	0.71	0.71	
		400㎡以上	技師A	—	0.86	0.86	
		600㎡未満	技師B	—	1.38	1.38	
機械設備C	事業所	設置面積	技師長	—	0.71	0.71	
		400㎡以上	技師A	—	1.08	1.08	
		600㎡未満	技師B	—	1.72	1.72	
機械設備D	事業所	設置面積	技師長	—	0.71	0.71	
		400㎡以上	技師A	—	1.25	1.25	
		600㎡未満	技師B	—	1.98	1.98	
注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-5-3の補正率表を適用するものとする。				注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-5-3の補正率表を適用するものとする。			

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																																																																																																
<p style="text-align: center;">機械設備Aの場合 表9-5-3</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">機械設備の面積</td> <td style="width:40%;">100㎡未満</td> <td style="width:50%;">100㎡以上 200㎡未満</td> </tr> <tr> <td>補正率</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">機械設備B、C及びDの場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">機械設備の面積</td> <td style="width:15%;">200㎡以上 400㎡未満</td> <td style="width:15%;">400㎡以上 600㎡未満</td> <td style="width:15%;">600㎡以上 1,000㎡未満</td> <td style="width:15%;">1,000㎡以上 1,500㎡未満</td> <td style="width:15%;">1,500㎡以上 2,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>補正率</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> <td>1.30</td> <td>1.80</td> <td>2.30</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td style="width:15%;">3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td style="width:15%;">5,000㎡以上 8,000㎡未満</td> <td style="width:15%;">8,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td style="width:15%;">12,000㎡以上 20,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>2.90</td> <td>4.00</td> <td>5.60</td> <td>7.50</td> <td>10.40</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">20,000㎡以上 30,000㎡未満</td> <td style="width:50%;">30,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>14.00</td> <td>17.60</td> </tr> </table> <p>⑥-6 生産設備補償額算定書の照合 略</p> <p>⑥-7 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）補償額算定書の照合</p> <p>附帯工作物補償額算定書の照合は、表9-7-1の区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-7-2により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-7-1</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:90%;">判 断 基 準</th> </tr> <tr> <td>住宅敷地A</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地B</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地C</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地A</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地B</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td>工場等の敷地</td> <td>工場、店舗、神社、仏閣等の敷地</td> </tr> <tr> <td>独立工作物</td> <td>独立看板、広告塔、野立木等</td> </tr> </table> <p>注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。</p> <p>注2 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。</p>	機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	補正率	0.80	1.00	機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	2.90	4.00	5.60	7.50	10.40	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上	14.00	17.60	区 分	判 断 基 準	住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの	住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの	住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの	農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの	農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの	工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地	独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等	<p style="text-align: center;">機械設備Aの場合 表9-5-3</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">機械設備の面積</td> <td style="width:40%;">100㎡未満</td> <td style="width:50%;">100㎡以上 200㎡未満</td> </tr> <tr> <td>補正率</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">機械設備B、C及びDの場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">機械設備の面積</td> <td style="width:15%;">200㎡以上 400㎡未満</td> <td style="width:15%;">400㎡以上 600㎡未満</td> <td style="width:15%;">600㎡以上 1,000㎡未満</td> <td style="width:15%;">1,000㎡以上 1,500㎡未満</td> <td style="width:15%;">1,500㎡以上 2,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>補正率</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> <td>1.30</td> <td>1.80</td> <td>2.30</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td style="width:15%;">3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td style="width:15%;">5,000㎡以上 8,000㎡未満</td> <td style="width:15%;">8,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td style="width:15%;">12,000㎡以上 20,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>2.90</td> <td>4.00</td> <td>5.60</td> <td>7.50</td> <td>10.40</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">20,000㎡以上 30,000㎡未満</td> <td style="width:50%;">30,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>14.00</td> <td>17.60</td> </tr> </table> <p>⑥-6 生産設備補償額算定書の照合 略</p> <p>⑥-7 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む）補償額算定書の照合</p> <p>附帯工作物補償額算定書の照合は、表9-7-1の区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-7-2により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-7-1</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:90%;">判 断 基 準</th> </tr> <tr> <td>住宅敷地A</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地B</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地C</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地A</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地B</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td>工場等の敷地</td> <td>工場、店舗、神社、仏閣等の敷地</td> </tr> <tr> <td>独立工作物</td> <td>独立看板、広告塔、野立木等</td> </tr> </table> <p>注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。</p> <p>注2 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。</p>	機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	補正率	0.80	1.00	機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	2.90	4.00	5.60	7.50	10.40	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上	14.00	17.60	区 分	判 断 基 準	住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの	住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの	住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの	農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの	農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの	工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地	独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等
機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満																																																																																															
補正率	0.80	1.00																																																																																															
機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満																																																																																												
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30																																																																																												
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満																																																																																													
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40																																																																																													
20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上																																																																																																
14.00	17.60																																																																																																
区 分	判 断 基 準																																																																																																
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの																																																																																																
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの																																																																																																
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの																																																																																																
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの																																																																																																
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの																																																																																																
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地																																																																																																
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等																																																																																																
機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満																																																																																															
補正率	0.80	1.00																																																																																															
機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満																																																																																												
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30																																																																																												
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満																																																																																													
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40																																																																																													
20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上																																																																																																
14.00	17.60																																																																																																
区 分	判 断 基 準																																																																																																
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの																																																																																																
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの																																																																																																
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの																																																																																																
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの																																																																																																
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの																																																																																																
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地																																																																																																
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等																																																																																																

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）							
--------	--	--	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	--	--

表9-7-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
住宅敷地A	戸	敷地面積	技師長	—	0.11	0.11	
		150㎡未満	技師B	—	0.16	0.16	
			技師C	—	0.42	0.42	
住宅敷地B	戸	敷地面積	技師長	—	0.10	0.10	
		150㎡以上 200㎡未満	技師B	—	0.23	0.23	
			技師C	—	0.80	0.80	
住宅敷地C	戸	敷地面積	技師長	—	0.13	0.13	
		200㎡以上 600㎡未満	技師B	—	0.43	0.43	
			技師C	—	1.06	1.06	
農家敷地A	戸	敷地面積	技師長	—	0.12	0.12	
		600㎡以上 1,000㎡未満	技師B	—	0.55	0.55	
			技師C	—	1.77	1.77	
農家敷地B	戸	敷地面積	技師長	—	0.26	0.26	
		1,000㎡以上	技師B	—	0.82	0.82	
			技師C	—	2.57	2.57	
工場等の敷地	箇所	敷地面積	技師長	—	0.21	0.21	
		500㎡以上 1,000㎡未満	技師B	—	0.49	0.49	
			技師C	—	1.12	1.12	
独立工作物	箇所	—	技師長	—	0.10	0.10	
			技師B	—	0.10	0.10	
			技師C	—	0.20	0.20	

表9-7-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
住宅敷地A	戸	敷地面積	技師長	—	0.10	0.10	
		150㎡未満	技師B	—	0.14	0.14	
			技師C	—	0.38	0.38	
住宅敷地B	戸	敷地面積	技師長	—	0.10	0.10	
		150㎡以上 200㎡未満	技師B	—	0.18	0.18	
			技師C	—	0.65	0.65	
住宅敷地C	戸	敷地面積	技師長	—	0.10	0.10	
		200㎡以上 600㎡未満	技師B	—	0.32	0.32	
			技師C	—	1.03	1.03	
農家敷地A	戸	敷地面積	技師長	—	0.10	0.10	
		600㎡以上 1,000㎡未満	技師B	—	0.46	0.46	
			技師C	—	1.52	1.52	
農家敷地B	戸	敷地面積	技師長	—	0.21	0.21	
		1,000㎡以上	技師B	—	0.65	0.65	
			技師C	—	2.14	2.14	
工場等の敷地	箇所	敷地面積	技師長	—	0.10	0.10	
		500㎡以上 1,000㎡未満	技師B	—	0.42	0.42	
			技師C	—	1.27	1.27	
独立工作物	箇所	—	技師長	—	0.08	0.08	
			技師B	—	0.08	0.08	
			技師C	—	0.19	0.19	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-7-3の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-7-3の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。

表9-7-3

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上
5.70	7.80	10.40

表9-7-3

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上
5.70	7.80	10.40

⑥-8 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表9-8-1の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-8-2により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表9-8-1の区分欄の庭木等に掲げるものについては、⑥-7 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

⑥-8 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表9-8-1の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-8-2により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表9-8-1の区分欄の庭木等に掲げるものについては、⑥-7 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
表9-8-1		表9-8-1	
区分	判断基準	区分	判断基準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、鑑賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 鑑賞樹 鑑賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものではないものをいう。</p> <p>③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものではないものをいう。</p> <p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、柵の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 鑑賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>	庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、鑑賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 鑑賞樹 鑑賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>⑥ 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>⑦ 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものではないものをいう。</p> <p>⑧ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものではないものをいう。</p> <p>⑨ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑩ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>③ 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>④ 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>③ 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>④ 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、柵の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 鑑賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。	用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。	薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一段の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。	収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ③ 園栽培 一段の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ④ 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。	竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木（植木畑）	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。	苗木（植木畑）	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表9-8-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
用材林	1,000 m ²	—	技師長 技師C	— —	0.06 0.18	0.06 0.18	
薪炭林	1,000 m ²	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.23	0.05 0.23	
収穫樹	1,000 m ²	—	技師長 技師C	— —	0.11 0.33	0.11 0.33	釣り棚、囲障等を含む。
竹林	1,000 m ²	—	技師長 技師C	— —	0.07 0.08	0.07 0.08	
苗木（植木畑）	1,000 m ²	—	技師長 技師C	— —	0.13 0.35	0.13 0.35	囲障等を含む。

注 調査区域の地形等によって表9-8-3の補正を行うものとする。

表9-8-3

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）	1.40

表9-8-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
用材林	1,000 m ²	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.14	0.05 0.14	
薪炭林	1,000 m ²	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.18	0.05 0.18	
収穫樹	1,000 m ²	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.42	0.05 0.42	釣り棚、囲障等を含む。
竹林	1,000 m ²	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.08	0.05 0.08	
苗木（植木畑）	1,000 m ²	—	技師長 技師C	— —	0.05 0.42	0.05 0.42	囲障等を含む。

注 調査区域の地形等によって表9-8-3の補正を行うものとする。

表9-8-3

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）	1.40

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
--------	-------

⑥-9 庭園補償額算定書の照合 略

⑥-10 墳墓等補償額算定書の照合

墳墓等補償額算定書の照合は、表9-10-1の区分によって行うものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表9-10-2により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10} \right)$$

表9-10-1

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営 (私営を含む) 墳墓	墳墓A	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3~4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)
	墳墓B	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5~2㎡程度のもの (10㎡当たり5画地程度)
	墳墓C	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓D	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基~5基程度あるもの
	墳墓E	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表9-10-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
墳墓A	10㎡	3画地程度	技師長	—	0.07	0.07	
			技師B	—	0.29	0.29	
			技師C	—	0.08	0.08	
墳墓B	10㎡	5画地程度	技師長	—	0.05	0.05	
			技師B	—	0.60	0.60	
			技師C	—	0.02	0.02	
墳墓C	10㎡	7画地程度	技師長	—	0.05	0.05	
			技師B	—	0.83	0.83	
			技師C	—	0.04	0.04	
墳墓D	10㎡	3~5基 (画地) 程度	技師長	—	0.12	0.12	
			技師B	—	0.30	0.30	
			技師C	—	0.11	0.11	
墳墓E	10㎡	7基 (画地) 程度	技師長	—	0.05	0.05	
			技師B	—	0.84	0.84	
			技師C	—	0.02	0.02	

⑥-9 庭園補償額算定書の照合 略

⑥-10 墳墓等補償額算定書の照合

墳墓等補償額算定書の照合は、表9-10-1の区分によって行うものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表9-10-2により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10} \right)$$

表9-10-1

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営 (私営を含む) 墳墓	墳墓A	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3~4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)
	墳墓B	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5~2㎡程度のもの (10㎡当たり5画地程度)
	墳墓C	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの (10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓D	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基~5基程度あるもの
	墳墓E	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表9-10-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
墳墓A	10㎡	3画地程度	技師長	—	0.05	0.05	
			技師B	—	0.37	0.37	
			技師C	—	0.07	0.07	
墳墓B	10㎡	5画地程度	技師長	—	0.05	0.05	
			技師B	—	0.62	0.62	
			技師C	—	0.07	0.07	
墳墓C	10㎡	7画地程度	技師長	—	0.05	0.05	
			技師B	—	0.87	0.87	
			技師C	—	0.08	0.08	
墳墓D	10㎡	3~5基 (画地) 程度	技師長	—	0.05	0.05	
			技師B	—	0.49	0.49	
			技師C	—	0.07	0.07	
墳墓E	10㎡	7基 (画地) 程度	技師長	—	0.05	0.05	
			技師B	—	0.87	0.87	
			技師C	—	0.07	0.07	

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）							
<p>⑥-11 建物等の残地移転要件の該当性の照合</p> <p>建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表9-11により行うものとする。</p>								<p>⑥-11 建物等の残地移転要件の該当性の照合</p> <p>建物等の残地移転要件の該当性の照合の直接人件費の積算は、表9-11により行うものとする。</p>							
表9-11								表9-11							
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
建物等の残地移転要件の 該当性の照合	権利者	—	技師長 技師B	— —	0.25 0.20	0.25 0.20		建物等の残地移転要件の 該当性の照合	権利者	—	技師長 技師B	— —	0.22 0.18	0.22 0.18	
<p>⑥-12 照応建物の設計案等の照合</p> <p>照応建物の設計案等の照合の直接人件費の積算は、表9-12により行うものとする。</p>								<p>⑥-12 照応建物の設計案等の照合</p> <p>照応建物の設計案等の照合の直接人件費の積算は、表9-12により行うものとする。</p>							
表9-12								表9-12							
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
照応建物の 設計案等の照合	設計案 1案 当たり	—	技師長 技師B 技師C	— — —	0.08 0.42 0.04	0.08 0.42 0.04		照応建物の 設計案等の照合	設計案 1案 当たり	—	技師長 技師B 技師C	— — —	0.08 0.42 0.04	0.08 0.42 0.04	
<p>⑥-13 営業補償額算定書の照合</p> <p>営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-13-1により行うものとする。 ただし、営業の内容等の難易度によって表9-13-2の補正を行うものとする。</p>								<p>⑥-13 営業補償額算定書の照合</p> <p>営業補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-13-1により行うものとする。 ただし、営業の内容等の難易度によって表9-13-2の補正を行うものとする。</p>							
表9-13-1								表9-13-1							
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
営業	事業所 (企業)	—	技師長 技師B 技師C	— — —	0.60 2.75 1.69	0.60 2.75 1.69		営業	事業所 (企業)	—	技師長 技師B 技師C	— — —	0.65 2.07 1.69	0.65 2.07 1.69	
注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。								注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。							
表9-13-2								表9-13-2							
難易区分	営業A	営業B	営業C	営業D	営業E			難易区分	営業A	営業B	営業C	営業D	営業E		
補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	3.00			補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	3.00		
<p>注 営業Aとは、個人営業（白色申告又は青色申告）で、1営業所かつ1業種のもの。 営業Bとは、法人で、1営業所かつ1業種のもの。 営業Cとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、営業所・業種のいずれかが複数のもの、 又はいずれも複数のもの。 営業Dとは、法人で、営業所・業種のいずれかが複数のもの。 営業Eとは、法人で、営業所・業種のいずれも複数のもの。 なお、法人で営業所・業種が複数のもので、決算書等の分析が極めて困難と認められるもの については、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p>								<p>注 営業Aとは、個人営業（白色申告又は青色申告）で、1営業所かつ1業種のもの。 営業Bとは、法人で、1営業所かつ1業種のもの。 営業Cとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、営業所・業種のいずれかが複数のもの、 又はいずれも複数のもの。 営業Dとは、法人で、営業所・業種のいずれかが複数のもの。 営業Eとは、法人で、営業所・業種のいずれも複数のもの。 なお、法人で営業所・業種が複数のもので、決算書等の分析が極めて困難と認められるもの については、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p>							

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）

⑥-14 仮営業所設置工事費用の照合

仮営業所設置工事費用の照合の直接人件費の積算は、表9-14により行うものとする。

表9-14

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
仮営業所設置 プレハブリース	事業所	—	技師長	—	0.14	0.14	
			技師B	—	0.60	0.60	
			技師C	—	0.08	0.08	
仮営業所設置 賃貸物件	事業所	—	技師長	—	0.14	0.14	
			技師B	—	0.42	0.42	
			技師C	—	0.08	0.08	

⑥-15 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-15-1により行うものとする。

表9-15-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	—	技師長	—	0.02	0.02	
			技師C	—	0.06	0.06	
同上 農家住家	戸	—	技師長	—	0.03	0.03	
			技師C	—	0.07	0.07	
同上 店舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.03	0.03	
			技師C	—	0.14	0.14	
同上 事務所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02	
			技師C	—	0.07	0.07	
同上 工場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02	
			技師C	—	0.05	0.05	
同上 倉庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02	
			技師C	—	0.07	0.07	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫にあって本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表9-15-2の補正率表を適用するものとする。

表9-15-2

床面積	50㎡未満	50㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 350㎡未満	350㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.80	4.00

1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上
5.40	6.90	8.70	12.00	15.90

旧（現行）

⑥-14 仮営業所設置工事費用の照合

仮営業所設置工事費用の照合の直接人件費の積算は、表9-14により行うものとする。

表9-14

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
仮営業所設置 プレハブリース	事業所	—	技師長	—	0.14	0.14	
			技師B	—	0.60	0.60	
			技師C	—	0.08	0.08	
仮営業所設置 賃貸物件	事業所	—	技師長	—	0.14	0.14	
			技師B	—	0.42	0.42	
			技師C	—	0.08	0.08	

⑥-15 動産移転料算定書の照合

動産移転料算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-15-1により行うものとする。

表9-15-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
動産照合 一般住家	戸 (世帯)	—	技師長	—	0.02	0.02	
			技師C	—	0.05	0.05	
同上 農家住家	戸	—	技師長	—	0.02	0.02	
			技師C	—	0.08	0.08	
同上 店舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02	
			技師C	—	0.14	0.14	
同上 事務所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02	
			技師C	—	0.05	0.05	
同上 工場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02	
			技師C	—	0.04	0.04	
同上 倉庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師長	—	0.02	0.02	
			技師C	—	0.05	0.05	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫にあって本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表9-15-2の補正率表を適用するものとする。

表9-15-2

床面積	50㎡未満	50㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 350㎡未満	350㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.80	4.00

1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上
5.40	6.90	8.70	12.00	15.90

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）								
<p>⑥-16 その他通損に関する補償額算定書の照合</p> <p>その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-16により行うものとする。</p>								<p>⑥-16 その他通損に関する補償額算定書の照合</p> <p>その他通損に関する補償額算定書の照合の直接人件費の積算は、表9-16により行うものとする。</p>								
表9-16								表9-16								
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	
仮住居又は借家人補償	世帯	—	技師長 技師C	— —	0.02 0.15	0.02 0.15		仮住居又は借家人補償	世帯	—	技師長 技師C	— —	0.02 0.14	0.02 0.14		
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師長 技師C	— —	0.04 0.32	0.04 0.32		移転雑費	所有者又は世帯	—	技師長 技師C	— —	0.04 0.28	0.04 0.28		
<p>⑥-17 移転工法案の照合</p> <p>移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表9-17-1によるものとする。</p>								<p>⑥-17 移転工法案の照合</p> <p>移転工法案の照合に要する直接人件費の積算は、表9-17-1によるものとする。</p>								
表9-17-1								表9-17-1								
種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	
移転工法案の照合	権利者	敷地面積	技師長	—	1.46	1.46		移転工法案の照合	権利者	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技師長	—	1.31	1.31		
		300㎡以上	技師A	—	1.72	1.72					300㎡以上	技師A	—	1.31	1.31	
		500㎡未満	技師B	—	1.72	1.72					技師B	—	1.31	1.31		
			技師C	—	1.72	1.72					技師C	—	1.31	1.31		
<p>注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。</p> <p>注2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-17-2の補正率表を適用するものとする。</p>								<p>注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。</p> <p>注2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-17-2の補正率表を適用するものとする。</p>								
表9-17-2								表9-17-2								
敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満			敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満			
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60			補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60			
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満				2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満			
	3.40	4.70	6.20	7.80	10.20				3.40	4.70	6.20	7.80	10.20			
				15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上							15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上			
				14.00	18.40							14.00	18.40			

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）																																																											
<p>⑥-18 標準地価格の照合</p> <p>標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表9-18により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-18</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">標準地価格の照合</td> <td rowspan="3">標準地</td> <td rowspan="3">—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.68</td> <td>0.68</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師A</td> <td>—</td> <td>0.99</td> <td>0.99</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>0.99</td> <td>0.99</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 複数の標準地価格を照合する場合の直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">標準地価格の照合直接人件費 = 標準地数 × 単価</p>								種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	標準地価格の照合	標準地	—	技師長	—	0.68	0.68		技師A	—	0.99	0.99		技師C	—	0.99	0.99		<p>⑥-18 標準地価格の照合</p> <p>標準地価格の照合に要する直接人件費の積算は、表9-18により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-18</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">標準地価格の照合</td> <td rowspan="3">標準地</td> <td rowspan="3">—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.56</td> <td>0.56</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師A</td> <td>—</td> <td>1.17</td> <td>1.17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>1.17</td> <td>1.17</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 複数の標準地価格を照合する場合の直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">標準地価格の照合直接人件費 = 標準地数 × 単価</p>								種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	標準地価格の照合	標準地	—	技師長	—	0.56	0.56		技師A	—	1.17	1.17		技師C	—	1.17	1.17	
種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																												
標準地価格の照合	標準地	—	技師長	—	0.68	0.68																																																													
			技師A	—	0.99	0.99																																																													
			技師C	—	0.99	0.99																																																													
種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																												
標準地価格の照合	標準地	—	技師長	—	0.56	0.56																																																													
			技師A	—	1.17	1.17																																																													
			技師C	—	1.17	1.17																																																													
<p>⑥-19 各画地の評価額の照合</p> <p>各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表9-19によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-19</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">各画地の評価額の照合</td> <td rowspan="3">画地</td> <td rowspan="3">—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師A</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 各画地の評価額の照合業務費は、1業務当たりの画地数によって次式によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">各画地の評価額照合直接人件費 = 画地数 × 単価</p>								種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	各画地の評価額の照合	画地	—	技師長	—	0.02	0.02		技師A	—	0.04	0.04		技師C	—	0.04	0.04		<p>⑥-19 各画地の評価額の照合</p> <p>各画地の評価額の照合に要する直接人件費の積算は、表9-19によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-19</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">各画地の評価額の照合</td> <td rowspan="3">画地</td> <td rowspan="3">—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師A</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 各画地の評価額の照合業務費は、1業務当たりの画地数によって次式によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">各画地の評価額照合直接人件費 = 画地数 × 単価</p>								種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	各画地の評価額の照合	画地	—	技師長	—	0.01	0.01		技師A	—	0.04	0.04		技師C	—	0.04	0.04	
種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																												
各画地の評価額の照合	画地	—	技師長	—	0.02	0.02																																																													
			技師A	—	0.04	0.04																																																													
			技師C	—	0.04	0.04																																																													
種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																												
各画地の評価額の照合	画地	—	技師長	—	0.01	0.01																																																													
			技師A	—	0.04	0.04																																																													
			技師C	—	0.04	0.04																																																													
<p>⑥-20 残地補償額の照合</p> <p>残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表9-20により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-20</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">残地補償額の照合</td> <td rowspan="2">画地</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.03</td> <td>0.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 残地補償額の照合業務費は、残地補償対象数によって次式により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">残地補償額照合直接人件費 = 対象画地数 × 単価</p>								種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	残地補償額の照合	画地	—	技師長	—	0.03	0.03		技師C	—	0.01	0.01		<p>⑥-20 残地補償額の照合</p> <p>残地補償額の照合に要する直接人件費の積算は、表9-20により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-20</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">残地補償額の照合</td> <td rowspan="2">画地</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 残地補償額の照合業務費は、残地補償対象数によって次式により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">残地補償額照合直接人件費 = 対象画地数 × 単価</p>								種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	残地補償額の照合	画地	—	技師長	—	0.02	0.02		技師C	—	0.02	0.02											
種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																												
残地補償額の照合	画地	—	技師長	—	0.03	0.03																																																													
			技師C	—	0.01	0.01																																																													
種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																												
残地補償額の照合	画地	—	技師長	—	0.02	0.02																																																													
			技師C	—	0.02	0.02																																																													

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）																																																																																																																			
<p>⑥-21 消費税等に関する照合</p> <p>消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表9-21により行うものとする。</p> <p>(削除) 表9-21</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税等照合</td> <td>事業者</td> <td>—</td> <td>技師長 技師B</td> <td>— —</td> <td>0.02 0.08</td> <td>0.02 0.08</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>								区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	消費税等照合	事業者	—	技師長 技師B	— —	0.02 0.08	0.02 0.08		<p>⑥-21 消費税等に関する照合</p> <p>消費税等に関する照合に要する直接人件費の積算は、表9-21-1又は表9-21-2により行うものとする。</p> <p>(1) 営業調査等を伴わない事業者 表9-21-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税等照合</td> <td>事業者</td> <td>—</td> <td>技師長 技師B</td> <td>— —</td> <td>0.01 0.08</td> <td>0.01 0.08</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者） 表9-21-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税等照合</td> <td>事業者</td> <td>—</td> <td>技師長 技師B</td> <td>— —</td> <td>0.01 0.08</td> <td>0.01 0.08</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	消費税等照合	事業者	—	技師長 技師B	— —	0.01 0.08	0.01 0.08		区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	消費税等照合	事業者	—	技師長 技師B	— —	0.01 0.08	0.01 0.08																																																													
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																																																																																				
消費税等照合	事業者	—	技師長 技師B	— —	0.02 0.08	0.02 0.08																																																																																																																					
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																																																																																				
消費税等照合	事業者	—	技師長 技師B	— —	0.01 0.08	0.01 0.08																																																																																																																					
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																																																																																				
消費税等照合	事業者	—	技師長 技師B	— —	0.01 0.08	0.01 0.08																																																																																																																					
<p>⑥-22 費用負担額算定書の照合</p> <p>費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表9-22により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-22</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物</td> <td>棟</td> <td>70㎡以上 130㎡未満</td> <td>技師長 技師C</td> <td>— —</td> <td>0.24 0.45</td> <td>0.24 0.45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非木造建物</td> <td>棟</td> <td>200㎡以上 400㎡未満</td> <td>技師長 技師C</td> <td>— —</td> <td>0.61 1.22</td> <td>0.61 1.22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分所有の建物</td> <td>戸</td> <td>130㎡程度 まで</td> <td>技師長 技師C</td> <td>— —</td> <td>0.07 0.25</td> <td>0.07 0.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>箇所</td> <td>100㎡以上 500㎡未満</td> <td>技師長 技師C</td> <td>— —</td> <td>0.12 0.28</td> <td>0.12 0.28</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。 注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、木造建物については表9-1-3の補正率表を、非木造建物については表9-3-4の補正率表を、工作物については表9-23の補正率表をそれぞれ適用するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-23</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>100㎡未満</th> <th>100㎡以上 500㎡未満</th> <th>500㎡以上 1,000㎡未満</th> <th>1,000㎡以上 2,000㎡未満</th> <th>2,000㎡以上 3,000㎡未満</th> <th>3,000㎡以上 5,000㎡未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正率</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> <td>1.80</td> <td>2.90</td> <td>4.10</td> <td>5.70</td> </tr> </tbody> </table>								区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師C	— —	0.24 0.45	0.24 0.45		非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師C	— —	0.61 1.22	0.61 1.22		区分所有の建物	戸	130㎡程度 まで	技師長 技師C	— —	0.07 0.25	0.07 0.25		工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師長 技師C	— —	0.12 0.28	0.12 0.28		敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70	<p>⑥-22 費用負担額算定書の照合</p> <p>費用負担額算定書の照合に要する直接人件費の積算は、表9-22により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-22</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物</td> <td>棟</td> <td>70㎡以上 130㎡未満</td> <td>技師長 技師C</td> <td>— —</td> <td>0.10 0.66</td> <td>0.10 0.66</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非木造建物</td> <td>棟</td> <td>200㎡以上 400㎡未満</td> <td>技師長 技師C</td> <td>— —</td> <td>0.28 1.70</td> <td>0.28 1.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分所有の建物</td> <td>戸</td> <td>130㎡程度 まで</td> <td>技師長 技師C</td> <td>— —</td> <td>0.07 0.25</td> <td>0.07 0.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>箇所</td> <td>100㎡以上 500㎡未満</td> <td>技師長 技師C</td> <td>— —</td> <td>0.09 0.24</td> <td>0.09 0.24</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。 注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、木造建物については表9-1-3の補正率表を、非木造建物については表9-3-4の補正率表を、工作物については表9-23の補正率表をそれぞれ適用するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-23</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>100㎡未満</th> <th>100㎡以上 500㎡未満</th> <th>500㎡以上 1,000㎡未満</th> <th>1,000㎡以上 2,000㎡未満</th> <th>2,000㎡以上 3,000㎡未満</th> <th>3,000㎡以上 5,000㎡未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正率</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> <td>1.80</td> <td>2.90</td> <td>4.10</td> <td>5.70</td> </tr> </tbody> </table>								区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師C	— —	0.10 0.66	0.10 0.66		非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師C	— —	0.28 1.70	0.28 1.70		区分所有の建物	戸	130㎡程度 まで	技師長 技師C	— —	0.07 0.25	0.07 0.25		工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師長 技師C	— —	0.09 0.24	0.09 0.24		敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																																																																																				
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師C	— —	0.24 0.45	0.24 0.45																																																																																																																					
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師C	— —	0.61 1.22	0.61 1.22																																																																																																																					
区分所有の建物	戸	130㎡程度 まで	技師長 技師C	— —	0.07 0.25	0.07 0.25																																																																																																																					
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師長 技師C	— —	0.12 0.28	0.12 0.28																																																																																																																					
敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満																																																																																																																					
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70																																																																																																																					
区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考																																																																																																																				
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師長 技師C	— —	0.10 0.66	0.10 0.66																																																																																																																					
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師長 技師C	— —	0.28 1.70	0.28 1.70																																																																																																																					
区分所有の建物	戸	130㎡程度 まで	技師長 技師C	— —	0.07 0.25	0.07 0.25																																																																																																																					
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師長 技師C	— —	0.09 0.24	0.09 0.24																																																																																																																					
敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満																																																																																																																					
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70																																																																																																																					

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）																																																																																							
<p>⑦ 補償金明細表の作成</p> <p>補償金明細表の作成に要する直接人件費の積算は、表10により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表10</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補償金明細表の作成</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 補償金明細表の作成は、表1の区分を行わないものとする。</p>								種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	補償金明細表の作成	権利者	—	技師長	—	0.02	0.02		技師C	—	0.07	0.07	<p>(新設)</p>																																																																			
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考																																																																																								
補償金明細表の作成	権利者	—	技師長	—	0.02	0.02																																																																																									
			技師C	—	0.07	0.07																																																																																									
<p>⑧ 公共用地交渉用資料の作成等</p> <p>公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>区分Aの場合 直接人件費 = 表11による単価 × 権利者数</p> <p>区分Bの場合 直接人件費 = 表12による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数</p> <p>(区分A) 表11</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共用地交渉用資料の作成等</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>5.43</td> <td>5.43</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>3.06</td> <td>3.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>(区分B) 表12</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共用地交渉用資料の作成等</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">B-<u>ニ</u></td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>0.35</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 本表の歩掛は、表2の区分B-<u>ニ</u>を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。</p>								種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	公共用地交渉用資料の作成等	権利者	—	技師長	—	5.43	5.43		技師C	—	3.06	3.06	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	公共用地交渉用資料の作成等	権利者	B- <u>ニ</u>	技師長	—	0.40	0.40		技師C	—	0.35	0.35	<p>⑦ 公共用地交渉用資料の作成等</p> <p>公共用地交渉用資料の作成等は、権利者ごとの公共用地交渉方針の策定、補償内容等の把握及び整理、公共用地交渉用資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>区分Aの場合 直接人件費 = 表10による単価 × 権利者数</p> <p>区分Bの場合 直接人件費 = 表11による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数</p> <p>(区分A) 表10</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共用地交渉用資料の作成等</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>3.51</td> <td>3.51</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>2.28</td> <td>2.28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(区分B) 表11</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共用地交渉用資料の作成等</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">B-<u>ハ</u></td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.23</td> <td>0.23</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>—</td> <td>0.31</td> <td>0.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 本表の歩掛は、表2の区分B-<u>ハ</u>を基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。</p>								種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	公共用地交渉用資料の作成等	権利者	—	技師長	—	3.51	3.51		技師C	—	2.28	2.28	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	公共用地交渉用資料の作成等	権利者	B- <u>ハ</u>	技師長	—	0.23	0.23		技師C	—	0.31	0.31
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考																																																																																								
公共用地交渉用資料の作成等	権利者	—	技師長	—	5.43	5.43																																																																																									
			技師C	—	3.06	3.06																																																																																									
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考																																																																																								
公共用地交渉用資料の作成等	権利者	B- <u>ニ</u>	技師長	—	0.40	0.40																																																																																									
			技師C	—	0.35	0.35																																																																																									
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考																																																																																								
公共用地交渉用資料の作成等	権利者	—	技師長	—	3.51	3.51																																																																																									
			技師C	—	2.28	2.28																																																																																									
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考																																																																																								
公共用地交渉用資料の作成等	権利者	B- <u>ハ</u>	技師長	—	0.23	0.23																																																																																									
			技師C	—	0.31	0.31																																																																																									
<p>⑨-1 公共用地交渉</p> <p>公共用地交渉は、その段階に応じて、①土地・物件調書の説明及び確認、②補償内容等の説明、③土地買収協議書等の交付及び説明、④補償契約書案の説明及び補償契約の承諾に係る公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。ただし、公共用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権利を放棄した者があるときは、「⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応」によるものとする。</p> <p>区分Aの場合 直接人件費 = 表13-1~4による単価 × 権利者数</p> <p>区分Bの場合 直接人件費 = 表14-1~4による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数</p>								<p>⑧ 公共用地交渉（費用負担説明）</p> <p>公共用地交渉（費用負担説明）は、その段階に応じて①土地・物件調書の説明及び確認、②土地買収協議書等の提示説明、③補償契約書の説明及び承諾にかかる公共用地交渉及び交渉記録簿の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>区分Aの場合 直接人件費 = 表12-1~3による単価 × 権利者数</p> <p>区分Bの場合 直接人件費 = 表13-1~3による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数</p>																																																																																							

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）							
(区分A) 表13-1								(区分A-1) 表12-1							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	—	技師長 技師C	0.93 0.93	1.50 2.07	2.43 3.00		①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	—	技師長 技師C	2.33 2.33	0.81 0.81	3.14 3.14	
(区分A) 表13-2								(新設)							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考								
②公共用地交渉 (補償内容等の説明)	権利者	—	技師長 技師C	4.85 4.85	3.92 6.25	8.77 11.10									
(区分A) 表13-3								(区分A-2) 表12-2							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
③公共用地交渉 (土地買収協議書等の交付説明)	権利者	—	技師長 技師C	0.80 0.80	0.65 1.04	1.45 1.84		②公共用地交渉 (土地買収協議書等の説明)	権利者	—	技師長 技師C	4.32 4.32	0.81 0.81	5.13 5.13	
(区分A) 表13-4								(区分A-3) 表12-3							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
④公共用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	—	技師長 技師C	0.81 0.81	0.30 1.09	1.11 1.90		③公共用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	—	技師長 技師C	4.32 4.32	0.81 0.81	5.13 5.13	
(区分B) 表14-1								(区分B-1) 表13-1							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	B-ニ	技師長 技師C	0.23 0.23	0.08 0.62	0.31 0.85		①公共用地交渉 (調書の説明確認)	権利者	B-ハ	技師長 技師C	0.54 0.54	0.04 0.21	0.58 0.75	
注 本表の歩掛は、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。								注 本表の歩掛は、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。							
(区分B) 表14-2								(新設)							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考								
②公共用地交渉 (補償内容等の説明)	権利者	B-ニ	技師長 技師C	0.81 0.81	0.43 1.42	1.24 2.23									
注 本表の歩掛は、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。															
(区分B) 表14-3								(区分B-2) 表13-2							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
③公共用地交渉 (土地買収協議書等の交付説明)	権利者	B-ニ	技師長 技師C	0.13 0.13	0.07 0.23	0.20 0.36		②公共用地交渉 (土地買収協議書等の説明)	権利者	B-ハ	技師長 技師C	0.72 0.72	0.08 0.18	0.80 0.90	
注 本表の歩掛は、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。								注 本表の歩掛は、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。							
(区分B) 表14-4								(区分B-3) 表13-3							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
④公共用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	B-ニ	技師長 技師C	0.13 0.13	0.03 0.26	0.16 0.39		③公共用地交渉 (補償契約書の説明承諾)	権利者	B-ハ	技師長 技師C	0.71 0.71	0.08 0.18	0.79 0.89	
注 本表の歩掛は、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。								注 本表の歩掛は、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。							

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																																																																																																									
<p>⑨-2 権利者以外の関係者との軽微な対応</p> <p>権利者以外の関係者との軽微な対応は、公共用地交渉を行うに当たり、権利者以外の関係者（相続財産について権利を放棄した者、代替地提供者、不在者探索に係る情報を保有すると思われる者等をいう。）に対し、相続財産に関する説明、代替地提供に伴う税制等の説明、不在者探索のための情報収集等の軽微な対応（これに伴う説明資料の作成、関係書類の受領等を含む。）が生じた場合は、これを行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表15</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">権利者以外の関係者との軽微な対応</td> <td rowspan="2">回</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技師A</td> <td>0.11</td> <td>0.08</td> <td>0.19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>0.11</td> <td>0.08</td> <td>0.19</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 権利者以外の関係者との軽微な対応は、表1の区分を行わないものとする。</p> <p>⑩ 移転履行状況等の確認等</p> <p>移転履行状況等の確認は、権利者と県との間で契約が締結された後、契約書に定める期限までに義務が履行されるよう権利者等に対し移転履行状況等の確認等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>区分Aの場合 直接人件費 = 表16による単価 × 権利者数</p> <p>区分Bの場合 直接人件費 = 表17による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数</p> <p>(区分A) 表16</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移転履行状況等の確認等</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技師長</td> <td>0.94</td> <td>0.47</td> <td>1.41</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>0.94</td> <td>0.47</td> <td>1.41</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(区分B) 表17</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移転履行状況等の確認等</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">B-ニ</td> <td>技師長</td> <td>0.14</td> <td>0.07</td> <td>0.21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>0.14</td> <td>0.07</td> <td>0.21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 本表の歩掛は、表2の区分B-ニを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。</p> <p>⑪ 関係機関との連絡・調整</p> <p>関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>直接人件費 = 表18による単価 × 関係機関数</p>	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	権利者以外の関係者との軽微な対応	回	—	技師A	0.11	0.08	0.19		技師C	0.11	0.08	0.19		種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	移転履行状況等の確認等	権利者	—	技師長	0.94	0.47	1.41		技師C	0.94	0.47	1.41		種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	移転履行状況等の確認等	権利者	B-ニ	技師長	0.14	0.07	0.21		技師C	0.14	0.07	0.21		<p>(新設)</p> <p>⑨ 移転履行状況等の確認</p> <p>移転履行状況等の確認は、権利者と県との間で契約が締結された後、契約書に定める期限までに義務が履行されるよう権利者に対し移転履行状況等の確認を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>区分Aの場合 直接人件費 = 表14による単価 × 権利者数</p> <p>区分Bの場合 直接人件費 = 表15による単価 × 表2の区分ごとの補正 × 表2の区分ごとの権利者数</p> <p>(区分A) 表14</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移転履行状況等の確認</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技師長</td> <td>0.54</td> <td>—</td> <td>0.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>0.54</td> <td>—</td> <td>0.54</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(区分B) 表15</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>内業</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移転履行状況等の確認</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td rowspan="2">B-ハ</td> <td>技師長</td> <td>0.08</td> <td>—</td> <td>0.08</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師C</td> <td>0.08</td> <td>—</td> <td>0.08</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 本表の歩掛は、表2の区分B-ハを基準としたものであり、表2の区分によって補正を行うものとする。</p> <p>⑩ 関係機関との連絡・調整</p> <p>関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。</p> <p>直接人件費 = 表16による単価 × 関係機関数</p>	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	移転履行状況等の確認	権利者	—	技師長	0.54	—	0.54		技師C	0.54	—	0.54		種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	移転履行状況等の確認	権利者	B-ハ	技師長	0.08	—	0.08		技師C	0.08	—	0.08	
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考																																																																																																			
権利者以外の関係者との軽微な対応	回	—	技師A	0.11	0.08	0.19																																																																																																				
			技師C	0.11	0.08	0.19																																																																																																				
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考																																																																																																			
移転履行状況等の確認等	権利者	—	技師長	0.94	0.47	1.41																																																																																																				
			技師C	0.94	0.47	1.41																																																																																																				
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考																																																																																																			
移転履行状況等の確認等	権利者	B-ニ	技師長	0.14	0.07	0.21																																																																																																				
			技師C	0.14	0.07	0.21																																																																																																				
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考																																																																																																			
移転履行状況等の確認	権利者	—	技師長	0.54	—	0.54																																																																																																				
			技師C	0.54	—	0.54																																																																																																				
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考																																																																																																			
移転履行状況等の確認	権利者	B-ハ	技師長	0.08	—	0.08																																																																																																				
			技師C	0.08	—	0.08																																																																																																				

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）								旧（現行）							
表1.8								表1.6							
種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	区分	職種	外業	内業	計	備考
関係機関との連絡・調整	関係機関	—	技師長 技師C	0.21 0.21	0.13 0.30	0.34 0.51		関係機関との連絡・調整	関係機関	—	技師長 技師C	0.54 0.54	0.06 0.06	0.60 0.60	
<p>⑫ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務</p> <p>本積算基準において直接人件費の構成費目として設定されていない業務についても、用地補償総合技術業務に含まれる業務については、別途、適正な業務価格を積算し直接人件費に含めることができるものとする。</p> <p>2) 直接経費 ～ 4) 一般管理費等 略</p> <p>(3) 業務価格の端数処理 ～ (5) 設計等における数値の扱い 2) 端数処理等の方法 略</p> <p>3) 設計数量表示単位</p> <p>イ 設計数量の表示単位及び数位は、表1.9「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。</p> <p>ロ 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。</p> <p>ハ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。</p> <p>ニ 設計表示単位及び数位の適用は、各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。</p> <p>ホ 契約数量は、設計計上数量とする。</p> <p>ヘ 設計表示数位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。</p>								<p>⑪ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務</p> <p>本積算基準において直接人件費の構成費目として設定されていない業務についても、用地補償総合技術業務に含まれる業務については、別途、適正な業務価格を積算し直接人件費に含めることができるものとする。</p> <p>2) 直接経費 ～ 4) 一般管理費等 略</p> <p>(3) 業務価格の端数処理 ～ (5) 設計等における数値の扱い 2) 端数処理等の方法 略</p> <p>3) 設計数量表示単位</p> <p>イ 設計数量の表示単位及び数位は、表1.7「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。</p> <p>ロ 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。</p> <p>ハ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。</p> <p>ニ 設計表示単位及び数位の適用は、各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。</p> <p>ホ 契約数量は、設計計上数量とする。</p> <p>ヘ 設計表示数位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。</p>							

用地補償総合技術業務費積算基準（令和6年10月1日）新旧対照表

新（改正後）						旧（現行）					
設計数量表示単位一覧表 表1.9						設計数量表示単位一覧表 表1.7					
種別	細別	単位	数値	備考		種別	細別	単位	数値	備考	
①	打合せ協議		業務	1	中間打合せ 1回当たり	①	打合せ協議		業務	1	(新設)
②	業務計画の策定		業務	1		②	業務計画の策定		業務	1	
③	現地踏査		回	1		③	現地踏査		業務	1	
④	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1		④	概況ヒアリング等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1				区分B	権利者	1	
⑤	権利者の特定		権利者	1		⑤	関係権利者の特定		権利者	1	
⑥	補償額算定書の照合 (⑥-8及び⑥-10を除く)	それぞれの 区分	それぞれの 単位	1		⑥	補償額算定書の照合 (⑥-8及び⑥-10を除く)	それぞれの 区分	それぞれの 単位	1	
⑥-8	補償額算定書の照合（立竹木）	それぞれの 区分	m ²	100	数量が1,000m ² 未満の場合 は、数値を10m ² とする。	⑥-8	補償額算定書の照合（立竹木）	それぞれの 区分	m ²	100	数量が1,000m ² 未満の場合 は、数値を10m ² とする。
⑥-10	補償額算定書の照合（墳墓等）	それぞれの 区分	m ²	1		⑥-10	補償額算定書の照合（墳墓等）	それぞれの 区分	m ²	1	
⑦	補償金明細書の作成		権利者	1		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	
⑧	公共用地交渉用資料の作成等	区分A	権利者	1		⑦	公共用地交渉用資料の作成等	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1				区分B	権利者	1	
⑨	公共用地交渉	区分A①	権利者	1		⑧	公共用地交渉（費用負担説明）	区分A-1	権利者	1	
		区分A②	権利者	1				区分A-2	権利者	1	
		区分A③	権利者	1				区分A-3	権利者	1	
		区分A④	権利者	1							
		区分B①	権利者	1							
		区分B②	権利者	1							
		区分B③	権利者	1							
		区分B④	権利者	1							
		軽微な関係 者対応等	回	1							
⑩	移転履行状況等の確認等	区分A	権利者	1		⑨	移転履行状況等の確認	区分A	権利者	1	
		区分B	権利者	1				区分B	権利者	1	
⑪	関係機関との連絡・調整		関係機関	1		⑩	関係機関との連絡・調整		関係機関	1	
<p>(6) 履行期間</p> <p>履行期間は、契約締結の翌日から業務の終期までの期間とする。</p>						<p>(6) 履行期間</p> <p>履行期間は、契約締結の翌日から業務の終期までの期間とする。</p>					